

平成十七年農林水産省・環境省令第二号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則  
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十六年法律第七十八号）及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年政令第百六十九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則を次のように定める。

（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）における使用する用語の例による。）

第二条

法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- 一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴つて飼養等をするものであること。
- 二 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第二条第一項に規定する警察の責務として飼養等をするものであること。
- 三 檢察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第四条に規定する検察官の職務として飼養等をするものであること。
- 四 特定外来生物の指定の際現に行っている国又は地方公共団体による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であつて、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で実施されるものに伴つて飼養等をするものであること。
- 五 農林水産省又は環境省の職員が法に係る業務に伴つて飼養等をするものであること。
- 六 厚生労働省、都道府県、地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市、特別区又は食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十三条第一項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関の職員が同法の規定に基づく検査その他これらに類する検査に伴つて保管又は運搬をするものであること。
- 七 植物防疫官が植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第八条又は第十条に基づく植物防疫所の業務に伴つて飼養等をするものであること。
- 八 家畜防疫官が狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第四十条若しくは第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴つて飼養等をするものであること。
- 九 税関職員が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十条に基づく税関の業務に伴つて飼養等をするものであること。
- 十 法第五条第一項の許可を受けた者が第十条各号のいずれかに該当するに至った場合で、それぞれ当該各号に定める者が、当該各号に該当するに至った日（同条第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から六十日を超えない範囲で、その許可に係る特定外来生物の飼養等をするものであること。
- 十一 第五号の業務を補助するため主務大臣が定める者が行う業務に伴つて飼養等をするものであること。
- 十二 国又は地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い、緊急に引き取り、処分するため一時的に保管又は運搬をするものであること。
- 十三 法第九条の三第一項又は第二十条第三項の規定に基づく命令による回収その他の必要な措置を執るために一時的に保管又は運搬をするものであること。
- 十四 特定外来生物である植物に係る法第三章の規定による防除に該当しない防除を行う者（地域のボランティアによる防除等小規模な防除を行ふ者に限る。）が、当該防除に伴い次のいずれにも該当する運搬をするものであること。
- 十五 防除した当該特定外来生物を処分することを目的として、廃棄物の収集、運搬又は処分に供する施設に運搬すること。
- 十六 ロ 当該特定外来生物の落下、種子の飛散その他の理由による野外への逸出を防止するための措置をとつてのこと。
- 十七 ハ 防除を行う者が、あらかじめ当該防除に関する次の事項を掲示板、インターネット等を使用する方法により公表し、かつ、公表された次の事項に従つて当該防除を行うときに、当該防除の実施の一環として当該特定外来生物を運搬していること（農業若しくは水産業を営むに当たつて行う場合は除く。）。
- 十八 イ (1) 当該防除が特定外来生物である植物の防除に該当すること。
- 十九 (2) 当該防除を実施する者
- 二十 (3) 当該防除の実施日時及び実施場所

十五 特定外来生物である動物のうち主務大臣の定めるものに係る法第三章の規定による防除に該当しない防除を行う者（地域のボランティアによる防除等小規模な防除を行ふ者に限る。）が、当該防除に伴い主務大臣の定める要件に該当する運搬をするものであること。

十六 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、前二号の運搬に伴いやむを得ないと認められる必要最小限度の期間に限り、当該運搬に係る特定外来生物を保管すること。

イ 保管している当該特定外来生物を保管している施設において、当該特定外来生物の野外への逸出を防止するための措置を講ずること。

ロ 保管している当該特定外来生物を第三者が容易に持ち出すことができないよう管理すること。

十七 法第四章の二若しくは法第四章の三の規定に基づく指導、助言、勧告若しくは命令又は環境省、農林水産省若しくは国土交通省の職員の指導（国土交通省の職員の指導にあつては、法第二十四条の七第一項に基づき策定される指針の内容に係るものに限る。）を受けた範囲での任意の協力により、特定外来生物が存在し、付着し、若しくは混入している物品等若しくは施設の移動を制限するため又は特定外来生物が存在し、付着し、若しくは混入している物品等、土地若しくは施設を消毒し、若しくは当該物品等若しくは当該施設を廃棄するために一時的に保管又は運搬をするものであること。

十八 獣医師法（昭和二十四年法律第六十六号）第四章の規定による業務に伴つて飼養等をするものであること。

十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）その他の関係法律及びこれらの規定に基づく命令の規定により行う廃棄物の処理に伴つて保管又は運搬をするものであること。

二十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第九条第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて捕獲等をした特定外来生物を処分するために一時的に保管又は運搬をするものであること。

二十一 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に規定する飲食店営業について食品衛生法第五十五条第一項の許可を受けた者が、食用に供するために、特定飼養等施設とともに譲り受け、当該施設内において保管をするものであること。

二十二 特定外来生物の指定の際現に当該特定外来生物の飼養等をしている者であつて、当該飼養等について法第五条第一項の許可がなされたものが当該指定の日から六月（その期間が終了するまでに当該飼養等に係る許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで）を超えない範囲で当該特定外来生物の飼養等をするものであること。

二十三 特定外来生物の指定の際現に行つてある国及び地方公共団体以外の者による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であつて、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で鳥獣保護管理法第九条第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて実施されるものに伴つて飼養等をするものであること。

二十四 病気その他のやむを得ない事由により飼育の継続が困難となつた施行令附則第二条第一項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体を、確実かつ適正に飼育することができる者に颁布（販売に該当する頒布を除く。）しようとする者が、当該個体を特定飼養等施設内において飼養等するものであること（あらかじめ、主務大臣に住所、氏名、連絡先、飼養している生物の種類及び数量、譲り受けようとする個体について、主務大臣に住所、氏名、連絡先、飼養している生物の種類及び数量並びに頒布の相手方の選定方法を届け出たものに限る。）。

二十五 飼養している生物の餌として処分する目的で、特定飼養等施設内において保管していた Procambarus clarkii （アメリカザリガニ）の個体を譲り受け、特定飼養等施設内において保管すること（あらかじめ、その年に譲り受けようとする個体について、主務大臣に住所、氏名、連絡先、飼養している生物の種類及び数量、譲り受けの相手方の氏名又は名称を届け出たものに限る。）。

### （飼養等の目的）

第三条 法第五条第一項の主務省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

#### 一 博物館 動物園その他これに類する施設における展示

#### 二 教育

#### 三 生業の維持

四 特定外来生物の指定の際現に国内において飼養等をしている当該特定外来生物に係る愛玩又は観賞（当該特定外来生物を相続により取得した場合を含む。）

五 国内において愛玩又は観賞の目的で特定外来生物の指定後に飼養等を開始した当該特定外来生物（施行令附則第二条第一項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体に限る。）を、海外に持ち出し、その後輸入して愛玩又は観賞する目的

六 特定外来生物の指定の際現に海外において愛玩又は観賞の目的で飼養等をしている当該特定外来生物（施行令附則第二条第一項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体に限る。）を輸入して愛玩又は観賞する目的

七 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止その他公益上の必要があると認められる目的

### （飼養等の許可の申請）

第四条 法第五条第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名、職業及び連絡先（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、主たる事業及び連絡先）

二 飼養等をしようとする特定外来生物に係る次に掲げる事項

イ 特定外来生物の種類

ロ 数量

三 飼養等をする目的

四 飼養等施設に係る次に掲げる事項

イ 施設の所在地

ロ 施設の規模及び構造

五 特定外来生物の管理方法に係る次に掲げる事項

イ 飼養等の主たる取扱者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

ロ 飼養等に係る管理体制

六 特定飼養等施設の点検方法

（3）（2）（1） 許可後に特定外来生物の飼養等が困難となつた場合の対処方法

特定外来生物を運搬する場合にあっては、その運搬の際の当該特定外来生物の逸出防止措置

申請に係る特定外来生物の飼養等を既に行つている場合には、当該特定外来生物の数量及び当該特定外来生物に係る第八条第二号に規定する措置内容に係る情報

2	前項の申請書には、飼養等をしようとする施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真、申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が第六条第三号から第五号までに該当しないことを証明する書類、申請者が相続人として申請する場合には相続人に該当する旨を証明する書類その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。
3	前項の許可証の様式は、様式第一のとおりとする。
4	法第五条第一項の許可を受けた者は、第三項の許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は第七項の届出をしたときは、主務大臣に申請をして、その許可証の再交付を受けることができる。
5	前項の規定による許可証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
6	一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業） 二 許可証の番号及び交付年月日 三 許可証を亡失し、又は許可証が滅失した事情
7	許可証の交付を受けた者は、第一項第一号又は同項第五号イに掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。
8	一 許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第五項の申請をした場合は、この限りでない。 二 許可証の交付を受けた者は、主務大臣に対し、許可証の写しの交付を申請することができる。
9	三 許可証の交付を受けた者は、主務大臣に対し、許可証の写しの交付を申請することができる。
10	四 法第五条第一項の許可を受けた者（第二号に掲げる場合にあつては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げる場合は、その日（第二号に掲げる者が死亡した場合にあつては、その事実を知つた日）から起算して六十日を経過するまでの間に、許可証を主務大臣に返納しなければならない。 一 許可を取り消されたとき。 二 許可を受けた者が死亡、合併若しくは分割（その許可を受けた者の地位が承継されなかつた場合に限る。）し、又は解散したとき。 三 第五項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。 四 許可に係る飼養個体の全てが死亡したときその他の許可に係る飼養等をする必要がなくなつたとき。 (特定飼養等施設の基準)
11	第五条 法第五条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。
12	一 特定外来生物の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること。 二 前項に定めるもののほか、基準の細目は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が告示で定める。
13	第六条 法第五条第三項第二号に規定するその他の事由は、次に掲げる事由をいう。 一 飼養等をする者が特定飼養等施設を有しないこと。 二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のためにその飼養等をしようとする特定外来生物の管理方法が不適当と認められること。 三 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。 四 法第九条の第三第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。 五 法人であつて、その法人の役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。 (飼養等の許可の条件)
14	第七条 法第五条第四項の規定による条件は、次の各号によるものとする。 一 特定外来生物の種類に応じ、許可に主務大臣の定める有効期間を設けること。 二 特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める事由により飼養等に係る特定外来生物の数量に変更があつた場合は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、次に掲げる事項を主務大臣に届け出ること。 イ 数量の変更があつた特定外来生物の種類及びその変更後の数量 ロ 数量の変更があつた年月日 ハ 数量の変更の事由 ニ 講渡し等を行つた場合にはあつては、当該講渡し等を行つた相手方の住所、氏名、職業（相手方が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）、許可番号及び許可年月日 ホ その他主務大臣が必要と認める事項

三 みだりに繁殖させることにより適正な飼養等に支障が生じるおそれがある特定外来生物について、繁殖を制限することその他の適切な措置を講ずること。

四 前各号に掲げるもののほか、主務大臣が付するその他の条件は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために特に必要と認める事項とする。

第八条 法第五条第五項の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

二  
特定外来生物の固有又は器質的特徴をもつて同養等を開拓し、  
これを主務大臣は、特定外来生物の重複ごとに

二 特定外来生物の個体又は器官について飼養等を開始したときは、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、当該特定外来生物の個体又は器官について、マイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。）のその皮下への埋込み、タグ又は脚環の取付け、標識又は写真的掲示その他の当該特定外来生物について法第

五条第一項の許可を受けていることを明らかにするための措置を講じること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。

前各号に掲げるもののほか、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める取扱方法によること。

第五種共同漁業権に係る特例

**第九条** 特定外来生物の指定の際には、当該特定外来生物が漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十一条第五項第五号に規定する第五種共同漁業を内容とする漁業権に係る水産動植物である場合は、当該漁業権の設定されている内水面（同号の内水面をいう。）を法第五条第三項第一号の主務省令で定める特定飼養等施設とする際の基準については、第五条の規定にかかわらず、特定外

2 来生物の種類ごとに主務大臣が別に告示で定める。

（同趣等の許可の夫効）  
ことに主務大臣が別に告示で定める。

**第十条** 法第五条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その許可是効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至

（第一号の場合にあつては  
その事実を知った日）から三十日以内に  
その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。  
一 死亡したとき その相続人

二 法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者が  
法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

五 話口に伝る食養個体の全てが死滅したときその他の話口に伝る食養等をする必要がなくなる。ただし譲渡し等の禁止の適用除外

**第十一章** 法第八条の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。  
一 法第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間ににおいてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合

二 法第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者と同条第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合  
三 去第四条第二号に該当して同養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合

四 法第四条第一号又は第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者が、その飼養等に係る特定外来生物の譲受け又は引取りを同条各号に該当しない者から行う場合

五 法第四条各号に該当しない者が同条第一号又は第二号に該当して飼養等をし又はしようとする者に対しその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し又は引渡しを行う場合  
六 第二条第二十四号に該当して飼養等をする者が、施行令附則第二条第一項又は第二項の規定に基づき法第四条の規定が適用されない者に対して施行令附則第二条第一項の表の種名の欄に掲げ

（放出等の許可の申請）  
る種に属する生物の個体の譲渡しをする場合

**第十一條の二** 法第九条の二第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

二 申詒者の住所、氏名及び職業（法人はあつては、主たる事務所の所在地）  
放出等をしようとする特定外来生物に係る次に掲げる事項

ハロイ  
特定外来生物の種類  
数量  
放出等をしようとする個体の入手方法

三 放出等をする目的  
放出等ニ係る次ニ掲げる事項

四 放出等に係る決算書類  
イ 放出等をしようとする土地又は水面の所在地及び区域

二 口 ハ 放出等をしようとする土地又は水面の周辺の当該特定外来生物の生息又は生育状況並びに植生、動物相その他の生態系等の状況及び特質放出等をしようとする期間放出等の方法（繁殖制限措置を講じる場合又は発信機を取り付ける場合にあっては、その内容を含む。）

ホ 放出等をしようとする土地又は水面の所有者、管理者及び占有者の同意の有無  
ヘ 申請者が法人の場合にあっては、放出等の主たる実施者の住所、氏名及び職業

## 五

六 放出等をしようとする特定外来生物に係る法第五条第一項の規定による許可の有無

## 二

前項の申請書には、放出等に係る学術研究の内容を明らかにした研究計画書、放出等をしようとする土地又は水面の所在地及び区域を明らかにした図面及び写真、申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が次条第六号から第八号までに該当することを証明する書類その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

## 三

法第九条の二第一項の許可を受けた者は、第十二条の四の許可証を失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は第五項の規定による届出をしたときは、主務大臣に申請をして、その許可証の再交付を受けることができる。

## 四

前項の規定による許可証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

## 一

申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

## 二

許可証の番号及び交付年月日

## 三

許可証を亡失し、又は許可証が滅失した事情

## 四

許可証の交付を受けた者は、第一項第一号又は同項第四号へに掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

## 五

許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失したときは、書面をもつて遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第三項の規定による許可証の再交付の申請をした場合は、この限りでない。

## 六

法第九条の二第一項の許可を受けた者（第二号に掲げる場合にあっては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げる者は、死亡した場合にあっては、その事實を知った日）から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証を主務大臣に返納しなければならない。

## 七

法第九条の二第一項の許可を受けた者（第二号に掲げる場合にあっては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げる者が死亡した場合にあっては、その事實を知った日）から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証を主務大臣に返納しなければならない。

## 八

第三項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

## 九

許可に係る放出等をする必要がなくなったとき。

## 十

（放出等の許可証）

## 十一

法第九条の二第三項の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

## 十二

放出等が当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。

## 十三

放出等が当該放出等をしようとする土地又は水面の周辺の生態系等に係る被害を著しく拡大させるおそれがないこと。

## 十四

放出等を取り消されたとき。

## 十五

許可を受けた者が死亡、合併若しくは分割（その許可を受けた者の地位が承継されなかつた場合に限る。）し、又は解散したとき。

## 十六

第三項の規定により許可証を発見し、又は回復したとき。

## 十七

（放出等の許可の基準）

## 十八

法第九条の二第四項の許可証の様式は、様式第二のとおりとする。

## 十九

（放出等の許可の失効）

## 二十

法第九条の二第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その許可は効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至った日（第一号の場合にあっては、その事實を知った日）から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

## 二十一

一 死亡したとき その相続人

## 二十二

二 法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者

## 二十三

三 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

## 二十四

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

## 二十五

（法第十一条第三項及び法第十二条第四項の証明書の様式）

## 二十六

法第十一条第三項及び法第十三条第四項の規定により国際機関が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、様式第三のとおりとする。

## 二十七

法第十三条第四項（法第十一条第一項の規定による防除に伴い、法第十一条第一項の規定による調査を行う場合に限る。）並びに法第十七条の三第三項及び法第十七条の五第三項において準用する法第十三条第四項の規定により、地方公共団体の職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、様式第三の二のとおりとする。ただし、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式は、様式第三の二のとおりとする。ただし、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等を実施する職員の携帯する身分を示す証明書の法律の条項の欄に、これらの規定を記載した場合は、当該証明書を様式第三の二の証明書とみなす。

## 二十八

法第十三条第四項の規定により、同条第一項の規定による調査を委任された者が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、様式第三の三のとおりとする。

4 前項の規定は、法第十七条の三第三項又は法第十七条の五第三項において準用する法第十三条第四項の規定により、法第十七条の三第一項又は法第十七条の五第一項の規定による調査を委任された者が携帯すべきその身分を示す証明書の様式について準用する。

5 第二項及び前項（都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県又は市町村の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。  
 （許可の申請書の添付図面等の省略）

**第十三条** 法第五条第一項の許可を受けた飼養等の内容の変更に係る許可の申請が、軽易なものであることその他の理由により第四条第二項の規定により申請書に添付しなければならない図面若しくは写真又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

（関係都道府県の意見聴取）

**第十四条** 主務大臣等は、防除の公示をし、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、当該防除の公示の案を関係都道府県に送付するものとする。  
 2 関係都道府県は、前項の送付があつた場合において、法第十一条第二項の規定により主務大臣等に意見を述べようとするときは、主務大臣等が指定する期日までに意見を提出するものとする。  
 （公示事項）

**第十五条** 法第十一条第二項第五号及び法第十七条の二第二項第三号の主務省令で定める事項は、防除の目標その他防除に際し必要な事項とする。

（防除の公示）

**第十六条** 法第十一条第二項の規定による公示は、同項各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

2 前項の規定は、法第十七条の二第二項の規定による公示について準用する。

（防除の公示事項に関する同意）

**第十七条** 法第十一条第三項の規定による同意を得る場合には、同条第二項各号に掲げる事項を明示して書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。

2 前項の規定は、法第十七条の二第三項の規定による同意について準用する。

（補償請求書）

**第十八条** 法第十四条第二項（法第十七条の三第三項又は法第十七条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

- 一 請求者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- 二 補償請求の理由
- 三 補償請求額の総額及びその内訳  
 （負担金の徵収方法）

**第十九条** 主務大臣等は、法第十六条の規定により費用を負担させようとするときは、負担させようとする者の意見を聽かなければならぬ。

**第二十条** 法第十七条第一項の規定により主務大臣等が納付を命ずる費用の額は、実際に要した費用を超えない額とし、その納付期限は、法第十一条第一項の規定により主務大臣等が防除を行つた日から相当の期間経過した日とする。

2 法第十七条第一項の規定により主務大臣等が督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 法第十七条第三項の規定により主務大臣等が徵収する延滞金の額は、負担金の額に、年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

**第二十一条** 前二条の規定は、法第十七条の二第五項又は法第十七条の四第四項において読み替えて準用する法第十六条及び第十七条の規定により、地方公共団体が行う負担金の徵収について準用する。

（防除の確認及び認定の基準）

**第二十二条** 法第十七条の四第一項の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

1 確認又は認定を受けようとする防除の実施期間が、十年以下であること。

2 設置した捕獲器具等を適切に管理できる体制の確保等の錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じ、やむを得ない場合を除き、捕獲等を行う区域における静穏を保持すること。

3 事前に関係地域住民等への周知を図ること。

4 法に基づく防除を実施していることを証する書類を携帯すること。

5 防除による効果と地域の生態系への影響を比較考慮し、地域の生態系への影響が必要最小限となるよう配慮すること。

6 防除を行う区域における防除の対象となる特定外来生物の生息状況又は当該特定外来生物による被害状況の調査を行うこと。

7 防除実施計画書（第二十三条第二項に規定する防除実施計画書をいう。第十六号において同じ。）の範囲内で捕獲個体の飼養等をする場合には、そのための施設の構造及び強度並びにその細目について、第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に適合したものであること。ただし、捕獲個体をわな等に入れたままで一時保管する場合であつて、逸出防止の措置を講ずることとしているときはこの限りではない。

8 捕獲個体について、処分のための必要最小限の一時的な保管又は運搬以外の飼養等に当たる行為を飼養等の許可なく行わないこと。

9 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し等をする場合は、譲渡し等の相手方が、法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者又は法第五条第一項の規定に基づく飼養等の許可を受けている者（生業の維持の目的で許可を有する者にあつては、譲り受けた個体を保管する事業を行う者に限る。）であること。

十 防除に使用する捕獲器具等（銃器を除く。）ごとに、見やすい場所に、法に基づく防除のための捕獲に使用されるものである旨、対象とする特定外来生物の種類並びに実施者の住所、氏名又は名称及び電話番号等の連絡先を表示すること。ただし、捕獲器具等の大きさ等の理由で捕獲器具等ごとに標識の表示をすることが困難な場合は、設置場所周辺に立て札等の方法で標識を設置する方法によることもできるものとする。

十一 わな等を設置して捕獲等をする場合は、錯誤捕獲の防止の観点から定期的にわな等を巡回すること。

十二 捕獲等をした個体は防除実施者の責任の下、適切に処分又は譲渡しをすることとし、その場で処分しない場合は、従事者や第三者による個人的な持ち帰り及び野外への放置をせず、焼却、埋却、飼肥料への加工等適切に処分すること又は第九号に該当する者へ譲渡しをすること。

十三 捕獲個体を殺処分する場合は、当該殺処分をする特定外来生物の性質を踏まえ、従事者の心理的負担軽減及び効率的な防除の観点にも留意しつつ、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものであること。

十四 防除に係る放出等をする場合は、次に掲げる事項を満たす方法として特定外来生物の種類ごとに主務大臣の定める方法を遵守すること。

十五 イ 放出等を伴う手法が他の手法よりも高い防除効果が見込まれるものであること。

十六 オ 放出等により当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。

十七 ハ 放出等をされた個体により発生する生態系等に係る被害の程度よりも、放出等による防除の結果低減される生態系等に係る被害の程度が高いことが明らかであること。

十八 イ 防除の従事者の台帳を作成し、適切に管理すること。

十九 オ 防除実施者は、防除の従事者に対して防除の内容を具体的に指示し、防除実施計画書の内容を遵守させること。

二十 イ 鳥獣（鳥獣保護管理法第二条第一項に規定する「鳥獣」をいう。以下同じ。）の防除に際しては、第一号から前号までの事項に加え、次に掲げる事項を遵守すること。

二十一 オ 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域について配慮していること。

二十二 イ ロ わなを設置する際に防除の対象生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うこと。

二十三 オ ハ 防除の従事者は、使用する猟具に応じた鳥獣保護管理法第三十九条第一項に規定する狩猟免許を有する者とすること。ただし、従事者が適切な捕獲及び安全に関する知識及び技術を有していると認められる団体又は個人については、免許非持所有者を従事者に含めることができる。

二十四 イ ニ 鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間及びその前後における捕獲に当たっては、鳥獣保護管理法第五十五条第一項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。

二十五 オ ホ 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類については使用しないこと。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

二十六 オ ヒ 鳥類について、網等を設置して捕獲をする場合は、在来生物の錯誤捕獲について対策すること。

二十七 オ ハ 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

#### （防除の確認の申請）

第二十三条 市町村は、法第十七条の四第一項の確認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 市町村の名称
- 二 防除の対象となる特定外来生物の種類
- 三 防除を行う区域及び期間
- 四 防除の目標

#### 五 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要

六 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した防除実施計画書（以下単に「防除実施計画書」という。）を添付しなければならない。ただし、人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合、希少な野生生物が多く生息・生育する地域に当該希少な野生生物に係る捕食性が高い特定外来生物が発見された場合等であつて緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合は、この限りでない。

七 一定外来生物の捕獲等その他の防除の内容

- 一 防除の対象となる特定外来生物の生態的特性及び予想される被害の状況に応じた、区域からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の目標
- 二 防除の対象となる特定外来生物の生態的特性及び予想される被害の状況に応じた、区域からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の目標
- 三 防除実施計画書の策定に当たり地域における合意形成を図るために協議又は検討を行つた場合には、その経緯及び結果
- 四 前項号に掲げる事項のほか、第二十二条の規定において定める基準に適合することを示す事項

八 前項ただし書が適用される場合においては、第二十二条第一号中「十年」とあるのは「一年」と読み替えるものとし、第一項に基づき提出する申請書には、第一項各号に掲げる事項のほか、第二十二条の規定において定める基準を遵守する旨の誓約を記載するものとする。

（意見聴取の期間）

第二十三条の二 法第十七条の四第二項及び第十八条第二項に規定する主務省令で定める期間は、二週間とする。ただし、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため緊急に防除を行う必要がある場合において、これによることが不適当であると認められるときは、主務大臣は、二週間を超えない範囲内で、その期間を別に定めることができる。

(防除の確認等)

**第二十四条** 主務大臣は、市町村により提出された第二十三条第一項の申請書及び同条第二項の防除実施計画書（同項ただし書の規定により緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合にあっては、同条第三項の規定により同条第一項各号に掲げる事項のほか、第二十二条の規定において定める基準に適合していると認めたときは、法第十七条の四第一項の確認をするものとし、確認証を確認の申請者に交付するものとする。）

3 2 前項の確認証の様式は、様式第四によるものとする。  
 3 防除の確認を受けた者は、第二十三条第一項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は同項第三号の期間を延長するときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。  
 (防除の認定の申請)

**第二十五条** 国及び地方公共団体以外の者は、法第十八条第一項の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）  
 二 防除の対象となる特定外来生物の種類  
 三 防除を行う区域及び期間

四 防除の目標

五 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した防除実施計画書及び申請者の略歴を記載した書類（法人にあっては、現に行っている業務の概要を記載した書類、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類）を添付しなければならない。

一 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容

二 防除の対象となる特定外来生物の生態的特性及び予想される被害の状況に応じた、区域からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の目標

三 防除実施計画書に基づく防除を実行する財政的及び人員的能力を有していることを示す事項

四 防除を行う区域内の土地、水面、立木竹及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図った結果

五 防除実施計画書の策定に当たり地域における合意形成を図るために協議又は検討を行つた場合には、その経緯及び結果

六 前各号に掲げるもののほか、第二十二条各号の規定において定める基準に適合することを示す事項

(防除の認定等)  
 3 2 前項の認定証の様式は、様式第四によるものとする。

**第二十六条** 主務大臣は、国及び地方公共団体以外の者により提出された前条第二項の書類によりその者が適正かつ確実に特定外来生物の防除を実施することができ、かつ、その者により提出された同条第一項の申請書及び同条第二項の防除実施計画書が第二十二条に定める基準に適合していると認めたときは、法第十八条第一項の認定をするものとし、認定証を認定の申請者に交付するものとする。

3 3 防除の認定を受けた者は、前条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(防除の確認及び認定に係る公示)  
**第二十七条** 法第十七条の四第三項前段又は法第十八条第三項前段の規定による公示は、確認を受けた市町村又は認定を受けた防除を行う者について、それぞれ第二十三条第一項各号又は第二十五条第一項各号に掲げる事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

2 法第十七条の四第三項後段又は法第十八条第三項後段の規定による公示は、確認を取り消された市町村の名称又は認定を取り消された者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

(未判定外来生物)  
**第二十八条** 法第十一條の未判定外来生物は、次に掲げる生物の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）及びその器官（飼養等についての法に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものに限る。以下同じ。）とする。  
 一 別表第一の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物  
 二 別表第二の種類名の欄に掲げる交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。以下同じ。）

(未判定外来生物の輸入又は本邦への輸出に係る届出)  
**第二十九条** 法第二十一条又は法第二十四条第一項の届出は、次に掲げる事項を日本語で記載された届出書を主務大臣に提出して行うものとする。  
 一 未判定外来生物を輸入又は本邦へ輸出ししようとする者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）  
 二 輸入又は本邦へ輸出しようとする未判定外来生物に係る次に掲げる事項

ハ ロ 生態特性に関する次に掲げる情報  
 入手国  
 (1) 本来の生息地又は生育地の分布状況  
 (2) 文献その他の根拠を示す資料

ニ その他既に入手している情報であつて提出が可能なもの

(移動の制限又は禁止の命令書)

**第二十九条の二** 主務大臣は、法第二十四条の二第二項又は法第二十四条の五第二項の規定により移動の制限又は禁止を命じた場合においてその命令を受けた者の要求があつたときは、様式第五による移動の制限又は禁止の命令書を交付しなければならない。

**第二十九条の三** 主務大臣は、法第二十四条の二第三項の規定により、輸入品等、土地若しくは施設を消毒したため当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を著しく毀損したとき又は輸入品等若しくは施設を廃棄したときは、これを所有し、又は管理する者に対してその旨を通知し、かつ、これらの者の要求があつたときは、様式第六による証明書を交付しなければならない。

2 前項の規定は、法第二十四条の五第三項の規定による消毒又は廃棄について準用する。この場合において、前項中「輸入品等」とあるのは、「物品等」と読み替えるものとする。

(消毒又は廃棄の命令書)

**第二十九条の四** 主務大臣は、法第二十四条の二第三項又は法第二十四条の五第三項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合においてその命令を受けた者の要求があつたときは、様式第六の二による消毒又は廃棄の命令書を交付しなければならない。

2 (移動の制限又は禁止の命令の基準)

**第二十九条の五** 法第二十四条の三第一項の規定による移動の制限又は禁止の命令の基準は、次のとおりとする。

一 移動の制限又は禁止の命令の対象は、法第二十四条の二第一項の規定による検査の対象となる輸入品等又は施設（移動施設に限る。以下この号及び次号において同じ。）であつて、次に掲げるいずれの要件も満たすものであること。

イ 当該輸入品等又は施設に存在し、付着し、又は混入している生物が、法第二十四条の二第一項に基づく検査の結果、要緊急対処特定外来生物の疑いがあり、同定を要すると認められたものであること。

ロ 当該輸入品等又は施設が同定を完了するまでの間に移動された場合、要緊急対処特定外来生物の疑いのある生物の拡散等により生態系等に係る被害を生じるおそれがあること。

二 移動の制限は、第一号に該当し移動の制限又は禁止の命令の対象となる輸入品等又は施設について、予定された移動先にこれらを移動することにより要緊急対処特定外来生物の疑いのある生物が拡散するおそれが高いと認められる場合、当該移動先における安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがある場合その他公共の利益のため必要な場合において、次に掲げる全ての要件を満たして行うものとする。

イ 応急の消毒、目張り等の拡散防止のための措置をとることを移動の条件とすること。

ロ 移動を認める区域を明示し、その区域外での移動を禁止すること。

ハ 第一号ロの被害を防ぐために必要最小限の期間として、移動を制限する期間を明示すること。

三 移動の禁止は、前号に該当しない場合に次に掲げる全ての要件を満たして行うものとする。

イ 第一号ロの被害を防ぐために実効的かつ安全な場所として、留置きの場所を指定すること。

ロ 必要な範囲で、留置き期間中の拡散防止のための措置を指示すること。

ハ 第一号ロの被害を防ぐために必要最小限の期間として、禁止期間を明示すること。

2 前項の規定は、法第二十四条の五第四項において準用する法第二十四条の三第一項の規定による移動の制限又は禁止の命令の基準について準用する。この場合において、前項中「法第二十四条の二第一項」とあるのは、「法第二十四条の五第一項」と、「輸入品等」とあるのは、「物品等」と読み替えるものとする。

(消毒又は廃棄の命令の基準)

**第二十九条の六** 法第二十四条の三第一項の規定による消毒又は廃棄の命令の基準は、特定外来生物又は未判定外来生物の種類ごとに、存在、付着又は混入が確認された輸入品等、土地又は施設の種類に応じ、可能な限り速やかに、かつ、効果的に当該特定外来生物を取り除くことができる基準として主務大臣が別に告示で定める。

2 前項の規定は、法第二十四条の五第四項において準用する法第二十四条の三第一項の規定による消毒又は廃棄の命令の基準について準用する。この場合において、前項中「特定外来生物又は未判定外来生物」とあるのは、「要緊急対処特定外来生物」と、「輸入品等」とあるのは、「物品等」と読み替えるものとする。

(種類名証明書の添付が必要な生物)

**第三十条** 法第二十五条第一項の確認が容易にできる生物は、次の各号に定めるもの以外の生物とする。

1 別表第三に掲げる種に属する生物の個体及びその器官

2 別表第四の種類名の欄に掲げる交雑することにより生じた生物

3 無尾目に属する種（別表第三の第一の四に掲げる種を除く。）の幼生  
(説明書)

**第三十一条** 法第二十五条第一項の主務省令で定める証明書は、次の各号に掲げる証明書とする。

一 植物防疫法、狂犬病予防法、家畜伝染病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、鳥獣保護管理法又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づき公的機関が発行又は確認する証明書であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

二 外国の政府機関又は主務大臣が指定する外国の地方公共団体により発行された証明書（日本語又は英語に限る。）であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

三 政府機関と同等の知見を有するものとして主務大臣が指定する外国の博物館、試験研究機関その他の機関により発行された証明書であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

四 主務大臣が定める基準に適合するものとして主務大臣が登録した機関により発行された証明書であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの  
(輸入場所の指定)

第三十二条 法第二十五条第二項の港及び飛行場は、成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡空港及び鹿児島空港とする。

第三十三条 法第二十六条第二項の証明書の様式は、様式第三のとおりとする。

(特定外来生物及び未判定外来生物に係る主務大臣)

第三十四条 法第二条第一項の政令で定める外来生物に係る主務大臣は、*Myocastor coypus* (ヌートリア)、*Procyon cancrivorus* (カニクイアライグマ)、*Procyon cancrivorus* (カニクイアライグマ)、*Herpestes auropunctatus* (フイリマングース)、*Herpestes javanicus* (ジャワマングース)、*Mungo mungo* (シママングース)、*Muntiacus reevesi* (キヨン)、*Lepomis macrochirus* (ブルーギル)、*Micropterus dolomieu* (コクチバス)、*Micropterus salmoides* (オオクチバス) 及び*Anoplopomorph glabripennis* (ツヤハダゴマダラカミキリ) については環境大臣及び農林水産大臣とし、その他の特定外来生物については環境大臣とする。

2 法第二十一条の未判定外来生物に係る主務大臣は、環境大臣及び農林水産大臣とする。  
(申請書等の提出)

第三十五条 法の規定に基づき申請書その他の書類（以下この条において「申請書等」という。）を主務大臣に提出する場合において、主務大臣が環境大臣及び農林水産大臣である生物に関する事項にあつては、環境大臣に提出することができる。

2 前項の規定により環境大臣に申請書等を提出する場合は、その写し一通を添付しなければならない。

3 環境大臣は、申請書等及びその写しを受理したときは、遅滞なく、当該写しを農林水産大臣に送付するものとする。この場合において、当該申請書等は、環境大臣が受理した日において農林水産大臣に提出されたものとみなす。

（申請書等の提出）

第三十六条 法及びこの省令に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち、*Lepomis macrochirus* (ブルーギル)、*Micropterus dolomieu* (コクチバス)、*Micropterus salmoides* (オオクチバス) 及び*Anoplopomorph glabripennis* (ツヤハダゴマダラカミキリ) に係るもの）を除く。以下同じ。）のうち、次に掲げるものは、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、第三号から第六号まで、第十一号、第十二号（法第二十条第四項に規定する権限に限る。）、第十三号から第十八号まで、第二十六号（第二十三条第二項に規定する権限に限る。）、第三十一号から第三十三号までに掲げる権限については、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条第一項、第二項及び第四項（法第九条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する権限

二 法第九条の二第一項、第二項及び第四項に規定する権限

三 法第九条の三に規定する権限

四 法第十条第一項及び第二項に規定する権限

五 法第十一条第一項に規定する権限（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第四十二号。以下「令和四年改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第二条の規定による改正前の法第十一条第二項の規定による公示をした同条第一項の規定による防除に係る権限を含む。）

六 法第十三条第一項から第三項までに規定する権限

七 法第十七条の二第二項及び第四項に規定する権限

八 法第十七条の四第一項から第三項までに規定する権限（令和四年改正法附則第二条の規定による改正前の法第十八条第一項の規定による確認を受けた防除に係る権限を含む。）

九 法第十七条の六に規定する権限（令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第二条の規定による改正前の法第十八条第一項の規定による確認を受けた防除に係る権限を含む。）

十 法第十八条第一項から第三項までに規定する権限（令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第二条の規定による改正前の法第十八条第二項の規定による認定を受けた防除に係る権限を含む。）

十一 法第十九条に規定する権限（令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第二条の規定による改正前の法第十八条第二項の規定による認定を受けた防除に係る権限を含む。）

十二 法第二十条に規定する権限（令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第二条の規定による改正前の法第十八条第二項の規定による認定を受けた防除に係る権限を含む。）

十三 法第二十四条の二第一項から第三項までに規定する権限

十四 法第二十四条の五第一項から第三項までに規定する権限

十五 法第二十四条の六に規定する権限

十六 法第二十四条の七第五項から第七項までに規定する権限

十七 法第二十六条第一項に規定する権限

十八 法第二十八条の二に規定する権限

十九 第二条第一十四号及び第二十五号に規定する権限

二十 第四条第三項、第五項及び第七項から第十項までに規定する権限

二十一 第七条第二号に規定する権限（届出の受理に係るものに限る。）

二十二 第十条に規定する権限

二十三 第八条第二号に規定する権限（届出の受理に係るものに限る。）

二十四 第十一条の二第三項及び第五項から第七項までに規定する権限

二十五 第十二条の五に規定する権限

二十六 第二十三条第一項及び第二項に規定する権限

二十七 第二十三条の二に規定する権限

二十八 第二十四条第一項及び第三項に規定する権限

二十九 第二十五条に規定する権限

三十 第二十六条第一項及び第三項に規定する権限

三十一 第二十九条の二に規定する権限

三十二 第二十九条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する権限

三十三 第二十九条の四に規定する権限

主務大臣の権限	附 則 抄 (施行期日)	地方支分部局の長
農林水産大臣の権限		地方農政局長
環境大臣の権限		地方環境事務所長

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

（施行期日）

附 則 （平成一七年九月二九日農林水産省・環境省令第五号）

第一条 この省令は、平成十八年一月四日から施行する。  
(处分、申請等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に主務大臣が特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律又はこれに基づく命令（以下「法令」という。）の規定によりした許可その他の処分（この省令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三十六条の規定により地方支分部局の長に委任された権限に係るものに限る。）は、相当の地方支分部局の長がした許可その他の処分とみなし、この省令の施行前に法令の規定により主務大臣に対してもした申請、届出その他の行為は、相当の地方支分部局の長に対してもした申請、届出その他の行為とみなす。

2 この省令の施行前に法令の規定により主務大臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項（新規則第三十六条の規定により地方支分部局の長に委任された権限に係るものに限る。）で、この省令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法令の規定により相当の地方支分部局の長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。（罰則に関する経過措置）

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一八年一月二五日農林水産省・環境省令第一号）

この省令は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則 （平成一八年八月二二日農林水産省・環境省令第二号）

この省令は、平成十八年九月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

附 則 （平成一九年四月二〇日農林水産省・環境省令第二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕つて使用することができます。



## (経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の特定国内種事業に係る届出等に関する省令別記様式、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則様式第三及び様式第七並びに農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第十三条第一項の規定による立入調査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令別記様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年四月一日農林水産省・環境省令第二号)

(施行期日) (令和五年九月二〇日農林水産省・環境省令第四号)

1 (経過措置) (令和六年四月一日農林水産省・環境省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

## (施行期日)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の特定国内種事業に係る届出等に関する省令別記様式、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則様式第三及び様式第七並びに農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第十三条第一項の規定による立入調査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令別記様式(次項において「旧様式」という。)により使用される証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

## 別表第一 未判定外来生物となる外来生物(第二十八条関係)

項  
種  
名  
第一 動物界  
一 哺乳綱  
イ カンガルー目  
(1) オボツサム科  
1 Didelphis 属(オボツサム属) 全種  
(2) クスクス科  
1 クスクス科に属する種のうち Spilogocuscus maculatus (ブチクスクス) 及び Trichosurus vulpecula (フクロギツネ) 以外のもの  
ロ 食虫目  
(1) ぱりねずみ科  
1 Atelerix 属(アフリカハリネズミ属) に属する種のうち Atelerix albiventris (ヨツユビハリネズミ) 以外のもの  
2 Hemiechinus 属(オオミミハリネズミ属) 全種  
3 Mesechinus 属(メセキヌス属) 全種  
ハ 精長目  
(1) おながざる科  
1 Macaca 属(マカカ属) に属する種のうち Macaca cyclopis (タイワンザル)、 Macaca fascicularis (カニクイザル)、 Macaca fusca (二ホンザル) 及び Macaca mulatta (アカゲザル) 以外のもの  
二 齧歯目  
(1) りす科  
1 Calliosciurus 属(ハイガシラリス属) に属する種のうち Calliosciurus erythraeus (クリハラリス) 及び Calliosciurus finlaysoni (フィンレイソンリス) 以外のもの  
2 Sciurus 属(リス属) に属する種のうち Sciurus carolinensis (トウブハイイロリス)、 Sciurus loris (ニホンリス) 及び Sciurus vulgaris (キタリス) 以外のもの  
ホ 食肉目  
(1) いたち科  
1 Mustela 属(イタチ属) に属する種のうち Mustela erminea (オコジョ)、 Mustela itatsi (ニホンイタチ)、 Mustela nivalis (イイズナ)、 Mustela putorius furio (フェレット)、 Mustela sibirica (チヨウセンイタチ) 及び Mustela vison (アメリカミンク) 以外のもの  
(2) マングース科  
1 Mungo (シママングース) 並びに Suricata 属(スリカタ属) 全種以外のもの  
ヘ 偶蹄目

(1) しか科	1 Muntiacus 属 (ホエジカ属) に属する種のうち Muntiacus reevesi (キヨン) 以外のもの
二 鳥綱	1 Branta 属 (ブランタ属) に属する種のうち Branta bernicla (コクガン)、Branta canadensis (カナダガン)、Branta hutchinsi (ヒメシジュウカラガン) 以外のもの
イ かも目	1 Branta eucoparia (シジュウカラガン) 及び Branta eucoparia (シジュウカラガン) 及び Branta eucoparia (シジュウカラガン) 以外のもの
口 すずめ目	1 Branta eucoparia (シジュウカラガン) 及び Branta eucoparia (シジュウカラガン) 及び Branta eucoparia (シジュウカラガン) 以外のもの
三 爬虫綱	1 Branta eucoparia (シジュウカラガン) 及び Branta eucoparia (シジュウカラガン) 及び Branta eucoparia (シジュウカラガン) 以外のもの
イ とかげ亜目	(1) ちめどり科 1 Anolis 属 (アノール属) に属する種のうち Anolis allodus (アノリス・アルログス)、Anolis alutaceous (アノリス・アルタケウス)、Anolis anatus (アノリス・アングステイケブス)、Anolis carolinensis (グリーンアノール)、Anolis equestris (ナイトアノール)、Anolis homolechis (アノリス・ホモレキス) 及び Anolis sagrei (ブラウンアノール) 以外のもの
口 へび亜目	(1) なみへび科 1 Boiga 属 (オオガシラ属) に属する種のうち Boiga cyanae (ミドリオオガシラ)、Boiga cynodon (イヌバオオガシラ)、Boiga dendrophila (マングローブヘビ)、Boiga irregularis (ミナミオオガシラ) 及び Boiga nigriceps (ボウシオオガシラ) 以外のもの
(2) キシマスジオ) 以外のもの	2 Elaphe taeniura (スジオナメラ) のうち Elaphe taeniura friessi (タイワンスジオ) 及び Elaphe taeniura schmackeri (サキシマハブ) 以外のもの
四 両生綱	1 Protopotthrops 属 (ハブ属) に属する種のうち Protopotthrops elegans (サキシマハブ)、Protopotthrops elegans (ハブ)、Protopotthrops mucronosquamatus (タイワンハブ) 及び Protopotthrops tokarensis (トカラハブ) 以外のもの
イ 無尾目	(1) ひきがえる科 1 Bufo 属 (ヒキガエル属) に属する種のうち Bufo cognatus (ブレンズヒキガエル)、Bufo debilis (テキサスマドリヒキガエル)、Bufo japonicus (ニホンヒキガエル)、Bufo guttatus (キンイロヒキガエル)、Bufo japonicus (ニホンヒキガエル)、Bufo melanostictus (ヘリグロヒキガエル)、Bufo paracnemis (ロココヒキガエル)、Bufo punctatus (アカボシヒキガエル)、Bufo querericus (オーハヒキガエル)、Bufo speciosus (テキサスヒキガエル)、Bufo terrestris (チシブヒキガエル)、Bufo typhonius (コノハヒキガエル)、Bufo valliceps (ガルフコーストヒキガエル) 及び Bufo viridis (ヨーロッパミドリヒキガエル) 以外のもの
(2) あまがえる科	(2) あまがえる科 1 Osteopilus 属 (ズツキガエル属) に属する種のうち Osteopilus septentrionalis (キューバズツキガエル) 以外のもの
(3) あかがえる科	(3) あかがえる科 1 Ranaculus (ブロンズガエル)
4 Ranaculus	2 Rana grylio (ブタゴエガエル)
5 Ranaculus	3 Rana heckscheri (リバーフロッグ)
Ranaculus	4 Rana okaloosa (フロリダボックフロッグ)
septentrionalis	5 Rana septentrionalis (ミンクフロッグ)

(6) Rana virgatipes (カーベンターフロッグ)	
(4) aogaeus科 (アオガエス科)	1 Polypedates属 (シロアゴガエル属)に属する種のうちPolypedates leucostax (シロアゴガエル)以外のもの
(1) イクタルルス科 (イクタルルス科)	1 Ameyurus属 (アメイウルス属)に属する種のうちAmeyurus nebulosus (プラウンブルヘッド)以外のもの
(2) モロネ科 (モロネ科)	2 Ictalurus属 (イクタルルス属)に属する種のうちIctalurus punctatus (チャネルキヤツトフィッシュ)以外のもの
(3) ベルキクテイス科 (ベルキクテイス科)	1サンフイツシユ科に属する種のうちLeponotis macrochirus (ブルーギル)、Morone chrysops (ホワイトバス)及びMorone saxatilis (ストライプトバ)以外のもの
(4) パーチ科 (4) パーチ科	2 Maccullochellia属 (マクルロケルラ属)に属する種のうちMaccullochellia peelli (マーレーロッド)以外のもの
(5) けつぎよ科 (5) けつぎよ科	3 Macquaria属 (マクアリア属)に属する種のうちMacquaria ambigua (ゴールデンペーチ)以外のもの
(1) みづばち科 (1) みづばち科	4 Percichthyidae属 (ペルキクテュス属)全種
六 昆虫綱 (イ) 昆虫綱	1 Gymnococephalus属 (ギュムノケファルス属)に属する種のうちGymnococephalus cernua (ラツフ)以外のもの
イ はち目 (1) みづばち科	2 Perca属 (ペルカ属)に属する種のうちPerca fluviatilis (ヨーロピアンペーチ)以外のもの
イ はち目 (1) みづばち科	3 Sander属 (サンデル属)に属する種のうちSander lucioperca (ペイクペーチ)以外のもの
イ はち目 (1) みづばち科	4 Zingel属 (ズイングル属)全種
イ はち目 (1) みづばち科	5 Spiniperca属 (ケツギョ属)に属する種のうちSpiniperca chuatssi (ケツギョ)及びSpiniperca scherzeri (コウライケツギョ)以外のもの
イ はち目 (1) みづばち科	六 昆虫綱 (イ) 昆虫綱
イ はち目 (1) みづばち科	1 Bombylus属 (マルハナバチ属)に属する種のうちBombylus ardens (コマルハナバチ)、Bombylus ardens sakagami (エゾコマルハナバチ)、Bombylus ardens tussushimanus (ツシマコマルハナバチ)、Bombylus beaticola beaticola (ヒメマルハナバチ)、Bombylus beaticola shikotanensis (シコタンヒメマルハナバチ)、Bombylus onobriinus wittenburgi (ナガマルハナバチ)、Bombylus deuteronymus deuteronymus (ハイイロマルハナバチ)、Bombylus deuteronymus maruhanabachii (ホンシュウハイロマルハナバチ)、Bombylus florilegeus (ノサツブマルハナバチ)、Bombylus hypocrrita hypocrrita (エゾミヤマルハナバチ)、Bombylus diversus diversus (トラマルハナバチ)、Bombylus diversus diversus (トライマルハナバチ)、Bombylus diversus diversus (ミヤママルハナバチ)、Bombylus hypocrrita hypocrrita (オオマルハナバチ)、Bombylus hypocrrita apporensis apporensis (エゾオオマルハナバチ)、Bombylus hypocrrita apporensis (エゾオオマルハナバチ)、Bombylus hypocrrita apporensis (ニセハイイロマルハナバチ)、Bombylus hypocrrita apporensis (ミヤママルハナバチ)、Bombylus hypocrrita apporensis (ウルップシュレンクマルハナバチ)、Bombylus hypocrrita apporensis (セイヨウオオマルハナバチ)、Bombylus hypocrrita apporensis (エゾナガマルハナバチ)及びBombylus hypocrrita apporensis (エゾナガマルハナバチ)以外のもの

		(1) よこえび科
	八 腹足綱	Dikerogammarus 属(ディケロガンマルス属)に属する種のうち Dikerogammarus villosus (ディケロガンマルス・ヴィルロスス)以外のもの
	イ まいまい目	(1) ハプロトレマティダエ科
	1 ハプロトレマティダエ科全種	(2) オレアキニダエ科
	(2) オレアキニダエ科	1 オレアキニダエ科全種
	(3) ぬりつやまいまい科全種	(3) ぬりつやまいまい科
	(4) スピラクスイダエ科	1 スピラクスイダエ科に属する種のうち Euglandinaraosea (ヤマヒタチオビ)以外のもの
	(5) ねじのがい科	(5) ねじのがい科
	(6) おかちようじがい科	1 おかちようじがい科に属する種のうち Indoennea bicolor (ソメワケダワラガイ)、Sinoneennea iwakawa (タワラガイ)、Sinoneennea onakuniijimanana (ヨナクニダワラガイ)以外のもの
		1 ねじのがい科に属する種のうち Allopeas gracilis (オオオカチヨウジガイ)、Allopeas heudei (ユウドウオカチヨウジガイ)、Allopeas obesisspira (シリブトオカチヨウジガイ)、Allopeas rumina decollata (オオクビキレガイ)及び Subulinapycnogonata (オカクチキレガイ)以外のもの
		2 Hydropscotyle umbellata (ヒュドロコティレ・ウンベルラタ)
		備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。
		別表第二 未判定外来生物となる外来生物(第二十八条関係)
項目名	項種類名	
第一 動物界	(1) 哺乳綱	
	イ 靈長目	
	(1) おながざる科	
	1 Macaca 属(マカカ属)に属する種が同属に属する他の種と交雑することにより生じた生物のうち Macaca cyclopis (タイワンザル)が Macaca fuscatata (ニホンザル)と交雑することにより生じた生物以外のもの	1 Macaca 属(マカカ属)と交雑することにより生じた生物及び Macaca mulatta (アカゲザル)が Macaca fuscatata (ニホンザル)と交雑することにより生じた生物以外のもの
	二 条鱗亜綱	
	口 すずき目	
	(1) モロネ科	1 モロネ科に属する種が同科に属する他の種と交雫することにより生じた生物のうち Morone chrysops (ホワイトバス)が Morone saxatilis (ストライプトバス)と交雫することにより生じた生物以外のもの
備考	括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。	
別表第三 種類名証明書の添付が必要な生物(第三十条関係)	種名	
項目名	種名	
第一 動物界	一 哺乳綱	

(1) かも科	イカモ目
二 鳥綱	オポッサム科全種
イ カ も 目	オボンサム科全種
(1) かも科	クスクス科全種
口 食虫目	クスクス科全種
(1) はりねずみ科	アテラリクス属(アフリカハリネズミ属)全種
2	エリナセウス属(ハリネズミ属)全種
3	ヘミエチニヌス属(オオミミハリネズミ属)全種
4	メセチニヌス属(メセキヌス属)全種
ハ 靈長目	ハ 靈長目
(1) おながざる科	(1) バカ科
1	マカカ属(マカカ属)全種
ニ 齧歛目	1 パカ科全種
(2)	2 フチア科
1	1 フチア科全種
(3)	3 パカラナ科
(4)	1 パカラナ科全種
(5)	1 ヌートリア科全種
(6)	1 リス科全種
木 食肉目	1 オンダトラ属(マスクラツト属)全種
(1) あらいぐま科	1 プロコヨン属(アライグマ属)全種
(2) いたち科	1 マンガース科全種
ヘ 偶蹄目	1 マングース科全種
(1) しか科	Axiis属(アキシスジカ属)全種
2 Cerus属(シカ属)全種	Cervus属(シカ属)全種
3 Dama属(ダマシカ属)全種	Dama属(ダマシカ属)全種
4 Elaphurus davidiianus (シフゾウ)	Muntiacus属(ホエジカ属)全種



5	Ranana	okaloosa	(フロリダボツグフロッグ)
6	Ranana	septentrionalis	(ミンクフロッグ)
7	Ranana	virgatipes	(カーペンターフロッグ)
(6)	(6)	あおがえる科	
1	Polypedates	属 (シロアゴガエル属)	全種
五	条鰐亞綱		
イ	ガ一目		
(1)	(1)	ガ一科	
1	ガ一科全種		
口	こい科		
(1)	(1)	ハなまず目	
(1)	(1)	ハなまず目	
1	Acheilognathus	属 (タナゴ属)	全種
(2)	(2)	イクタルルス科	
1	Ameyurus	属 (アメイウルス属)	全種
2	Ictalurus	属 (イクタルルス属)	全種
3	Pylodictis	olivaris	(フラットヘッドキヤツトフィッシュ)
(3)	(3)	なまづ科	
1	Silurus	属 (ナマズ属)	全種
二	かわかます目		
(1)	(1)	かわかます科	
1	かだやし科		
(1)	(1)	かだやし目	
1	かわかます科全種		
ホ	かだやし科		
(1)	(1)	かだやし科	
1	Gambusia	affinis	(カダヤシ)
2	Gambusia	holbrookii	(ガンブスイア・ホルブルオキ)
へ	すき目		
(1)	(1)	サンフィッシュ科	
1	サンフィッシュ科全種		
(2)	(2)	はぜ科	
1	Neogobius	属 (ネオゴビウス属)	全種
(3)	(3)	あかめ科	
1	モロネ科		
(4)	(4)	モロネ科全種	
(5)	(5)	ナンドスク科	
(6)	(6)	ペルキテイス科	
2	Maccullochellidae	属 (ガドプスイス属)	全種
3	Macquaria	属 (マクアリア属)	全種
4	Perichthys	属 (ペルキテュス属)	全種

(7)	バーチ科
1	<i>Gymnochalis</i> 属 (ギュムノケファルス属) 全種
2	<i>Percaria</i> 属 (ペルカ属) 全種
3	<i>Sanderia</i> 属 (サンデル属) 全種
4	<i>Zingel</i> 属 (ズインゲル属) 全種
(8)	けつぎよ科
1	<i>Siniperca</i> 属 (ケツギョ属) 全種
六	昆虫綱
イ	ちよう目
(1)	たてはちよう科
1	<i>Hestina</i> assimilis (アカボシゴマダラ)
口	甲虫目
(1)	むねあかせんちこがね科
1	むねあかせんちこがね科全種
(2)	かみきりむし科
1	<i>Anoplophora glabripennis</i> (ツヤハダゴマダラカミキリ)
2	<i>Aprion a swainsoni</i> (サビイロクワカミキリ)
3	<i>Aromia bungii</i> (クビアカツヤカミキリ)
(3)	まんまるこがね科
1	まんまるこがね科全種
(4)	ほそまぐそくわがた科
1	ほそまぐそくわがた科全種
(5)	せんちこがね科
1	せんちこがね科全種
(6)	ひげぶとはなむぐり科
1	ひげぶとはなむぐり科全種
(7)	にせこぶすじこがね科
1	にせこぶすじこがね科全種
(8)	あつばこがね科
1	あつばこがね科全種
(9)	くわがたむし科
1	くわがたむし科全種
(10)	あかもだらせんちこがね科
1	あかもだらせんちこがね科全種
(11)	くろつやむし科
1	くろつやむし科全種
(12)	ふゆせんちこがね科
1	ふゆせんちこがね科全種
(13)	こがねむし科
1	こがねむし科全種
(14)	こぶすじこがね科
1	こぶすじこがね科全種
ハ	はち目
(1)	みつばち科

		1	Bombus属(マルハナバチ属)全種
(2)	あり科		
(2)	Lepisiota fraudenfeldi (ハヤトゲフシアリ)	1	
(3)	Linepithemahumile (アルゼンチンアリ)	2	
(3)	Solenopsis属(トブシアリ属)全種	3	
(3)	Wasmanniaauropunctata (コカミアリ)	4	
(3)	Vespa属(スズメバチ属)全種	1	
七	甲殻綱		
1	Dikerogammarus属(ディケロガンマルス属)全種	1	
1	エビ目	口	
(1)	エビ科	えび目	
(1)	ざりがに科全種	1	
(1)	ざりがに科	1	
(2)	アメリカざりがに科	(2)	
1	アメリカざりがに科全種	1	
(3)	アジアざりがに科	(3)	
1	アジアざりがに科全種	1	
(4)	みなみざりがに科	(4)	
1	みなみざりがに科全種	1	
(5)	もくづがに科	(5)	
八	くも綱	1	
1	Eriochneir属(モクズガニ属)全種	八	
1	さそり目全種	1	
1	さそり目全種	1	
口	くも目	口	
(1)	じょうごぐも科	(1)	
1	Attractax属(アトラクス属)全種	1	
2	Hadronechte属(ハドロニュケ属)全種	2	
(2)	いとぐも科	(2)	
1	Loxoscelles属(イトグモ属)全種	1	
(3)	ひめぐも科	(3)	
1	Latrodectuss属(ゴケグモ属)全種	1	
1	Limnoperna属(カワヒバリガイ属)全種	1	
1	二枚貝綱	1	
九	二枚貝綱	1	
2	Dreissenapolyomorpha (カワホトトギスガイ)	2	
イ	まいまい目	2	

		(1) ハプロトレマティダエ科
	1	ハプロトレマティダエ科全種
	(2)	オレアキニダエ科
	1	オレアキニダエ科全種
	(3)	ぬりつやまいまい科
	1	ぬりつやまいまい科全種
	(4)	スピラクスイダエ科
	1	スピラクスイダエ科全種
	(5)	ねじれがい科
	1	ねじれがい科全種
	(6)	おかちようじがい科
	1	おかちようじがい科全種
	(7)	三岐腸目
	(1)	やりがたりくうずむし科
	1	P latydemus manokwari (ニユーギニアヤリガタリクウズムシ)
	(2)	せり科
	1	Hydrocotyle属(チドメグサ属)全種
	(3)	さといも科
	1	Pistia stratiotes (ボタノウキクサ)
	(4)	あかうきくさ科
	1	Azolla属(アカウキクサ属)全種
	(5)	きく科
	1	Coreopsis属(ハルシャギク属)全種
	2	Gymnocoronis属(ミズヒマワリ属)全種
	3	Mikania属(ツルギク属)全種
	4	Rudbeckia属(オオハンゴンソウ属)全種
	5	Senechio属(キオン属)全種
	(6)	うり科
	1	Sicyos属(アレチウリ属)全種
	(7)	もうせんごけ科
	1	Drosera属(モウセンゴケ属)全種
	(8)	ありのとうぐさ科
	1	Myrriophyllum属(フサモ属)全種
	(9)	たぬきも科
	(10)	あかばな科
2	1	Ludwigia属(チヨウジタデ属)全種
Spartinia属(スペルティナ属)全種	1	Amorphilla属(オオハママガヤ属)全種
(1)	いね科	Utricularia属(タヌキモ属)全種

1 V e r o n i c a	(12) ごまのはぐさ科 マカカ属 (クワガタソウ属) 全種	備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。
<b>別表第四 種類名証明書の添付が必要な生物 (第三十条関係)</b>		
項種類名		
第一 動物界		
一 哺乳綱		
イ 靈長目		
(1) おながざる科		
1 <i>M a c a c a</i> 属 (マカカ属) に属する種が同属に属する他の種と交雑することにより生じた生物		
二 蜻蛉綱		
イ かめ目		
(1) ぬまがめ科		
1 <i>T r a c h e m y s</i> <i>s c r i p t a</i> (アカミミガメ) が <i>P s e u d e m y s</i> 属 (クーターガメ属) に属する種と交雑することにより生じた生物		
2 <i>T r a c h e m y s</i> <i>s c r i p t a</i> (アカミミガメ) が <i>C h r y s e m y s</i> 属 (ニシキガメ属) に属する種と交雑することにより生じた生物		
(2) いしがめ科		
1 <i>M a u r e m y s</i> <i>s i n e n s i s</i> (ハナガメ) がいしがめ科に属する他の種と交雑することにより生じた生物		
三 条鱗亜綱		
イ ガード目		
(1) ガード科		
1 ガード科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物		
ロ かわかます目		
(1) かわかます科		
1 かわかます科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物		
ハ すずき目		
(1) モロネ科		
1 モロネ科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物		
四 昆虫綱		
イ はち目		
(1) あり科		
1 <i>S o l e n o p s i s</i> 属 (トフシアリ属) に属する種が同属に属する他の種と交雑することにより生じた生物		
備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。		

## 様式第一（第四条第四項関係）

殿	第 号 年 月 日
主 務 大 臣 印	
特定外来生物の飼養等について（許可証）	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号） 第5条の規定に基づき、貴殿の申請について次の通り許可する。	
許可の概要	
申請年月日	
許可番号	
特定外来生物の種類	
飼養等の目的	
飼養等する数量	
飼養等施設	
許可の有効期間	

備考 この許可証の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第二(第十一條の四關係)

第 号

年 月 日

殿

主 務 大 臣 印

## 特定外来生物の放出等について(許可証)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第9条の2の規定に基づき、貴殿の申請について次のとおり許可する。

## 許可の概要

申請年月日	
許可番号	
特定外来生物の種類	
放出等をする数量	
放出等をする土地又は水面の所在地及び区域	
許可の有効期限	

備考 この許可証の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第三（第十二条第一項、第三十三条関係）  
(第1面)

第　　号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職　　名	写 真
氏　　名	
生年月日　　年　　月　　日生	
年　　月　　日交付	
年　　月　　日限り有効	
発　行　者	印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該　当　の　有　無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
- 6 この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

## 様式第三の二（第十二条第二項関係）

(第1面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書
職 名	写 真
氏 名	
年 月 日交付	
年 月 日限り有効	
都道府県知事（市町村長・区長）	印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。  
 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。  
 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。  
 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。  
 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

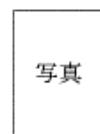
## 様式第三の三（第十二条第三項関係）

(表)

第 号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第13条第4項の規定による身分証明書

下記の者は、法第13条第1項の規定により、調査を委任された者であることを証明する。



事業者名  
職名及び氏名  
年 月 日発行  
年 月 日限り有効

主 務 大 臣 印

(裏)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜粋

(土地への立入り等)

第13条 主務大臣等（第11条第2項第四号に規定する地方公共団体の長を含む。以下この条において同じ。）は、特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要となる情報（当該地方公共団体の長にあっては、当該地方公共団体が行う第11条第1項の規定による防除に関するものに限る。）を収集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせることができる。

2 主務大臣等は、第11条第1項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

3 主務大臣等は、その職員に前2項の規定による調査若しくは行為をさせる場合又はその委任した者に第1項の規定による調査をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 第1項又は第2項の規定により他人の土地又は水面に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 (略)

備考 この身分証明書の用紙の大きさは日本産業規格A6とする。

## 様式第四（第二十四条第二項及び第二十六条第二項関係）

(　　市区町村) 殿	第　年　月　日
主　務　大　臣　印	
特定外来生物の防除について（確認・認定）	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第17条の4第1項又は第18条第1項の規定に基づき、貴殿の申請について下記のとおり（確認・認定）する。	
記	
申請年月日	
特定外来生物の種類	
防除の区域	
防除の期間	
防除の目標	
防除の方法	

備考　この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第五（第二十九条の二関係）

殿	第 年 月 日
主 務 大 臣	
移動の（制限・禁止）命令書	
<p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第24条の2第2項又は第24条の5第2項の規定により、下記のとおり要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在し、付着し、又は混入した輸入品等若しくは物品等又は施設の移動を（制限・禁止）することを命ずる。</p>	
命令の概要	
（輸入品等 ・物品等 ・施設）の移 動の（制限 ・禁止）を 命ずる場合	積載船（機）名・ 入港年月日 種類・名称・産地 相数・数量 荷送人住所氏名 荷受人住所氏名
移動を（制限・禁止）すべき理由	
移動を（制限・禁止）すべき期間	
移動を制限する場合に移動が認めら れる区域	
移動の条件	
その他	

備考 この命令書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第六（第二十九条の三関係）

第 年	月	号

殿

主 務 大 臣

## (消毒・廃棄) 証明書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第24条の2第3項又は第24条の5第3項の規定により（消毒・廃棄）したことを証明する。

## (消毒・廃棄) の概要

(輸入品等 ・物品等) の（消毒・ 廃棄）を行 う場合	積載船（機）名・ 入港年月日	
	種類・名称・産地	
	捆数・数量	
	荷送人住所氏名	
	荷受人住所氏名	
(土地・施 設) の（消 毒・廃棄） を行う場合	(消毒・廃棄) の 場所	
	(消毒・廃棄) の年月日	
	(消毒・廃棄) の理由	
(消毒・廃棄) の方法		

備考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第六の二（第二十九条の四関係）

第 年	号 月	日
--------	--------	---

殿

主 務 大 臣

## (消毒・廃棄) 命令書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第24条の2第3項又は第24条の5第3項の規定により、下記のとおり（消毒・廃棄）することを命ずる。

## 命令の概要

(輸入品等 ・物品等) の（消毒・ 廃棄）を命 ずる場合	積載船（機）名・ 入港年月日	
	種類・名称・産地	
	柵数・数量	
	荷送人住所氏名	
	荷受人住所氏名	
(土地・施 設) の（消 毒・廃棄） を命ずる場 合	(消毒・廃棄) の 場所	

備考 この命令書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。